

Traditional Water Use System at Rural Region in Japan (Third Report)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/23259

農業水利慣行と生活空間(第3報)*

五 味 武 臣

はじめに

筆者らは、「農業水利慣行」が「共同に居住し、かつ面接的に結合する人々の最大限の集団」の形成に大きく関与している集落について、「地表面」の秩序化を試みる際の最小単位の「地理的空間」としての性格が自壊はじめ、「生活空間」としての農村社会の機能的統一が損われていく実態を第1報で報告し¹⁾、その内生的要因ならびに外生的要因について第2報で検討を加えた²⁾。本報では農業水利慣行の変質に対応した中新田区住民の生活行動の空間範域がいかなる変化をしたかを把握することを目的とした。

稻作栽培を村落の経済基盤の主柱にして発展してきた中新田においては、農業用水の占有については早くから権益の概念が発達していて、周辺の村落とともに共同支配がなされている。中新田は村落の発展過程において、原山地域の近隣の諸集落と同様に、まず畠を開き、その後水の確保をもととして開田と稻作を中心とした農業に移行してきている。この水の確保の過程は、草分期から約1世紀間、湧水・天水だけを用水源とし、その後、近隣集落との共同による用水路の開鑿によって、河川に用水源を求めるという形で進行している。さらに、用水源には変化をみないが、諏訪藩の財政建直し策にともなう新田開発と用水開発策に沿って縁越堰の開鑿と各集落間の分水割の決定をみて、原山地域の用水路網に組みこまれている³⁾。この用水路網形成の過程で用水源・用水の管理運営方法も確立・固定された。しかし、水の比較的豊富な地域にみられるような行政主体の変更にとも

なって、用水の管理運営主体も変化する⁴⁾ことはなかった。諸集落間の分水や用水路保全を行う農業水利の管理運営は各用水路ごとに行われていて、用水源（柳川）を同じくする諸集落全体を統一するような管理運営機構は現在に至るまでできていない。各用水路ごとに受付と呼ばれる「堰元」にあたる集落が存在し、中新田は市之瀬堰を担当している。しかし、既報したように⁵⁾中新田の集落内においては、農業水利の管理運営に関する各農家の階層による要求の相異を表面化させることなく、「生活空間」としての農村社会の機能的統一体であった農業水利慣行が変質しているのである。農業用水の利用が「区民（生活空間の構成員）」であるなしを問わずに、誰にでも利用できるようになったのは昭和42年(1967)の区総会において決定された「開田規約」発効以降のことであり、生活空間としてもその性格を弱めている実態がみられるのである。

I 用水源確得の空間範域

中新田の村立は慶長15年(1610)⁶⁾とも慶長9年(1604)⁷⁾ともいわれているが、海拔高度が高く(集落中心部で高度1100m)、積雪こそ少ないが厳しい寒さと地域のほとんどが火山灰からなる乏水地帯に新たに居住し、生産活動を行うためには多くの年月を要したであろうし、また、最初にその地に鍬を入れた年をもって村立とするか、「開拓された土地の中心近くに密集した『村落』」の形成をもって村立とするかによって、村立の年にも相異をみるものと考えられる。と

* 昭和53年9月16日受理

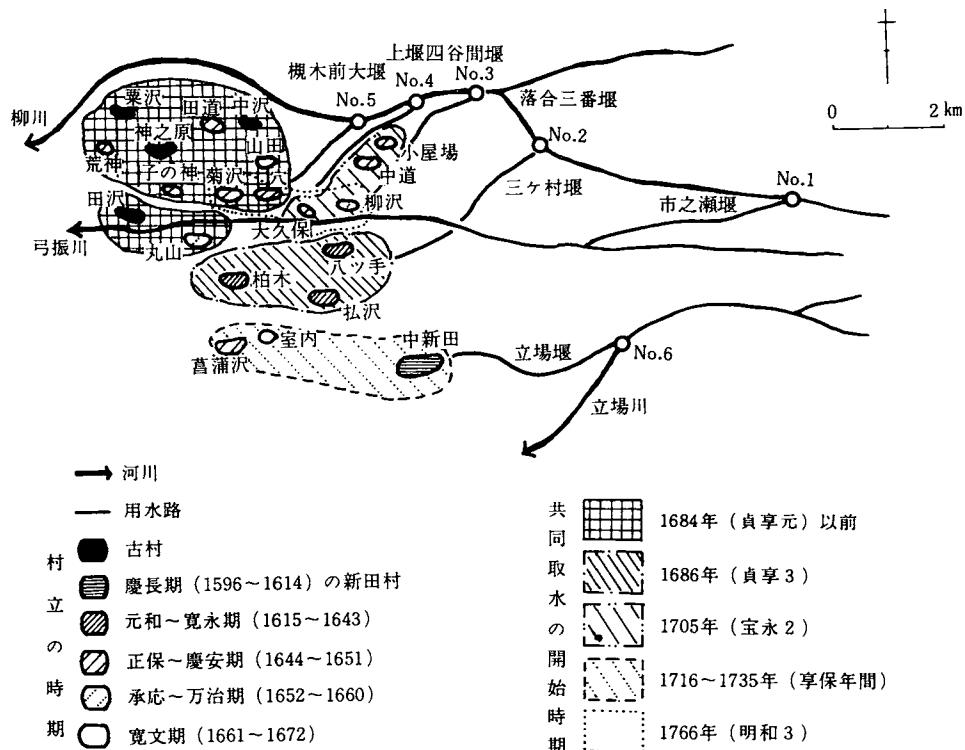
にかく慶長年間に生活空間としての村落が成立した。その成立を「草分証文」によってみると、「当村始リハ慶長九年甲辰ニ立始申処、ソレヨリ方々ヨリ人々參在着致候得共、場所アシク故、一・二作仕候テハ逃去ル者多数御座候得ハ、当村難立……」と、村立当初は新田村として成立が困難であったようである。このため、諏訪藩主は免許状と定書を与えて当地への定住化を計ろうとした。この定書には

- 「一、田地ハ四年かうやたるへく事」
- 「一、当村中諸役免許之事」
- 「一、走者一切停止之事」
- 「一、四方五十町之間草木わき郷の者に為取間敷事」
- 「一、路次通新町（道か）可通候、上道は
きりふさき人不通様に可仕事」

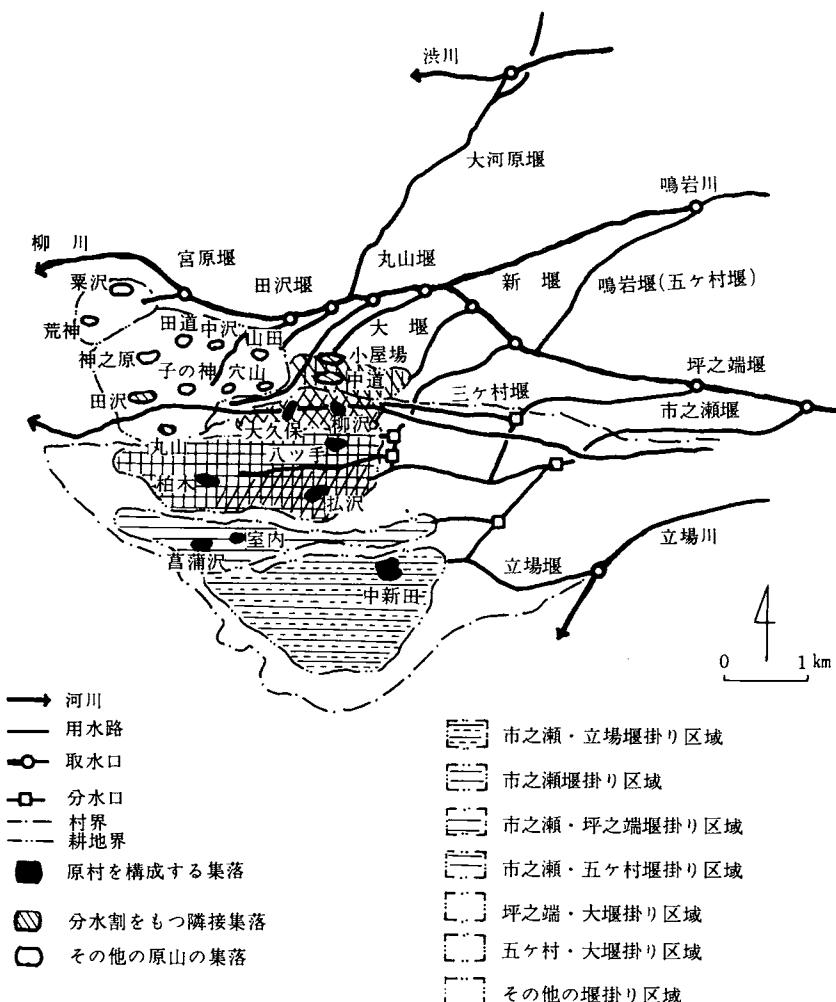
とあり、村立期から紀1世紀間は、四方五十町の圍草場を含む範囲が、中新田集落の空間的範

域であった。この地域内で湧水地点や自然の沢水を利用して細々と開田が続けられたが、享保年間（1716～1735）に開鑿されたとする立場堰開鑿以前にも用水確保の努力はされていたのである。寛文8年（1668）の「御訴申口上之趣」⁸⁾によると、中新田東方の鹿山（現在の深山地区で原せぎとよばれ現在でも湧水堰として利用されている）辺の湧水を導水してきて、中新田内の灌漑をしていた。この時期、諏訪忠虎の時代「元録6年（1965）～享保16年（1731）」には、藩内の新田開発はほぼ終了し、各集落の肥料・飼料の採取地としての入会地問題が山論として藩内諸処に生じ、藩からこれら入会問題に関して出された裁許状は81件にものぼり、一応の解決をみている⁹⁾（後述）。

これが享保年間に至り、中新田1村で第1図に示されるNo.6地点より立場堰が開鑿され、この末流を室内・菖蒲沢とも余水として利用す



第1図 近世中期末における八ヶ岳西斜面原山地域の用水路網と各堰掛り



第2図 近世後期以降における八ヶ岳西斜面原山地域の用水路網とその堰掛り

るようになっている。ここに至って用水源に関しては空間範域が中新田・室内・菖蒲沢の3ヶ村の範囲に拡大されている。この期には現在の原村を構成する8集落は、第1図に示されるように市之瀬・落合三番堰から取水する柳沢・大久保、三ヶ村堰から取水する八ツ手・払沢・柏木、立場堰から取水する中新田・室内・菖蒲沢の三つの空間範域に分かれていた。

この近隣集落共同取水以降、天明年間（1781～1788）には既報したごとく藩による山浦地方一帯の縁越堰の開鑿によって、現在にまで続く用水路網と各用水路の井掛り集落と分水割が決

定され、用水の管理運営方法もできあがっている。第2図にみるように用水源をもととした空間範域は現在の原村を構成する8集落と、現在茅野市地籍の中道・小屋場・丸山・田沢を含んで構成されている。そしてこの範域が現在の行政区画と必ずしも一致していない原因は乏水地域にみられる行政主体と用水の管理運営主体の不一致にあるとともに、第2図にもみられるように、原村北部と茅野市との境界域が連続して水田化されていて、原村の南部や東部にみられるように境界域が山林・原野で占められ、（これは後に述べる入会地の分割からその地の開墾に

も原因するが), 用水系統が明確に区画されると いう新田開発の際の開田化の差に由来している。

II 入会地と用水利用

前述の4方50町の圍草場は中新田1村の採草場として、諸役免許とともに村落が発展していくのには重要なものであった。近世期において農民にとって農業を営むには採草場は用水とならんと重要な意味をもっていた。肥料のない時代に刈敷として、家畜の飼料として非常に重要性をもち、諸集落は近くにこれが得られない場合には遠隔の地にまでこれを求めた。中新田の場合も自村の4方50町の圍草場を中心とした草野争論（山論）は最も深刻な問題の一つであった。

正徳年間の出入は、正徳2年（1712）に始まり、同4年におよんで他村の者が入刈りしたとして43ヶ村（上原山入会の村々）との間に争論が生じて、同6年に諏訪藩の裁許書が下り解決をみている。この裁許書¹⁰⁾をみると

一、中新田之儀先規御証文ニ相添候御定書之通四方五十町之間致支配事

一、中新田圍草場之儀自己ニ而分規相立置候、此度相改北ハ払之沢ヲ限、南東ハ入夫鮒ヲ追分沢ヲ限、上ハうけ咽ヲ限、下ハ村内大道ヲ限、右之通相定境不分明之跡ハ境塙築之事とあり、中新田は定書の通り4方50町を支配すること、改めて境界を決めてはっきりさせるために塙を築く事となっていた。このように中新田は集落独自の採草場を持つとともに、安永3年（1774）原山草野新切新林改帳¹¹⁾、安永6年（1777）草山連判状¹²⁾、享和3年（1803）草野境田畠并ニ林書上帳¹³⁾、文政6年（1823）総称原山境界改願書¹⁴⁾などにみられるように、自村の周辺に多くの入会地を持ち、採草場ときには開墾地として利用していた。この後近世期における入会地の利用実態は明らかにしえないが、入会地の開墾が進められたため、山論が生じ開墾地の原野への復旧措置、開墾の禁止措置¹⁶⁾な

どがとられている。この入会村の範域をみると、原山の共有村は現在の諏訪市・茅野市・原村・富士見町の2市2町村にわたる60ヶ村にも及んでいる。原野入会の面からは諏訪郡域の東半分が一つの範域となっていたといえる。これは、この総称原山と呼ばれる地域が諏訪大明神の御狩野神事の祭場として永く不入地であったことと、慶長年間以降諏訪藩の開拓策によって初めて開墾が進められ、新田村が成立したため各集落が採草場を求めている時期にまだ原野が多く残っていたこと、諏訪湖周辺および北山浦一帯の沖積地で既に開田しつくした村々が採草地をこの原山の地域に求めた結果と考えられる。

明治時代に至り、この原山の入会地は、地租が改正され山林原野にも租税が賦課されるようになつたためその所有権を明確にすることが必要とされた。近世後期にもみられたようにたびたび開墾の手が入れられていたことと、本来の採草地としての必要が薄れてきたため、県の奨励により植林、開田・畑が計画され、上原山（西は宮川、東は立場川、北は柳川に囲まれた範囲）は玉川地籍（現在茅野市玉川区）と原村地籍に2大分割されることになった。しかし、この上原山は部落（旧藩政村）有地が多かったため、境界争いが諸処に生じ、一時中止とされたが、その後大正初期に至り2大分割がなされた。この2大分割の際の取決め¹⁷⁾をみると、第1に三ヶ村堰の堤塘敷は6間（ただし柳川取入口から菖蒲沢分口まで）で、菖蒲沢堰分岐点以下は2間とする。第2に御柱道¹⁸⁾は30間と定め、これが確定しない場合には形質ともに改めることは禁止のこと。第3に坪の端・立場両堰の堤塘は3間で上法2間、それ以上必要とするときはこの解決を県に一任する。第4に水利に関するいっさいの事は分割後といえども従来の慣行が継続するものとし、現状を変更することは禁止されている。このように本地域においてはまず農業生産を左右する用水の保護が最優先され、その後に境界が決定されているのである。この2大分割後、原村では再分割をし、原村の8集落の

境界が決められ、各集落の生産の場としての耕地区界が明確になったことを意味する。

この原山の分割とともに中新田に藩政時代特権として与えられていた4方50町の区域は、明治に至って国有地として御料林局の管轄となった。明治13年(1880)には深山地区の所有権をめぐって、前述諏訪頼水の定書を証拠に訴訟をおこしたが、敗訴し御料林地となつたのである。その後、明治23年(1890)には「御料原野移御払下願」・「御料原野年賦拝借桑園開墾・樹草培植願」を提出し、旧来からの慣行権益を守るとともに、区総会の申合せで「御料林地が民有になるまで継続して拝借願を繰返して行うこと」¹⁹⁾が決められ、大正4年には「深山分割拝借規約」を申合せるとともに個人分割がなされている。この規約によると、1戸1区域あてとし毎戸に分配すること、分家を出す場合には借地権を譲ることはできるが、1区域をさらに分割して借地してはならない。借地料不納入者の土地は区がとりあげ、その家は共有地に対する権利も同時に失う。区外へ転居の筋には土地を返納することが決められ、さらに将来民有地になった際には競売にすることとするが、取得できる者は「区民」に限られ、売買もまた区内に限って許されることとなっている。同地区的水の使用については深山分割拝借規約中に別項を設けて、特に従来からの慣例を最優先している。

以上のように、耕地の取得についても「区民」(集落の構成員)であることが前提となっていて、共同に居住し、かつ面接的に結合している状態であったことがわかる。この後、耕地の取得に関して「区民」であるなしにかかわらず行われるようになったのはいつからかを資料をもって明確にすることはできないが、少くとも「区民」であるなしを問わずに開田すなわち用水使用権の取得が許可されたのは、昭和40年に払沢集落からの入作者が開田申請をし、開田審議をへて、田成金(開田負担金)を支払うことで許可されているのが初見資料である。

III 行政区画の変遷と用水利用

原村を含む原山の地域には多くの新田集落が成立し、それぞれ藩政村として発展してきたが、明治2年(1869)の藩籍奉還後の諏訪藩の治下で、明治4年4月には大区小区制がしかれ、現在の原村を構成する集落は第14大区の7小区、8小区として区制がしかれた。7小区は払沢・八ツ手・柳沢・大久保の4集落、8小区は中新田・室内・柏木・菖蒲沢の4集落であった。この小区が何を基準にまとめられたかは明らかでないが、用水路の各井掛けからみると、柏木はむしろ7小区に編入された方が妥当のように思える。そしてこの間明治4年までは中新田の自治を担当したのは「名主」2名と、「年寄」である。これが同5年よりは「副戸長」2名と「伍長惣代」2名であった。このように行政と集落の自治とは一致しない面が多い。

明治8年(1875)には前記8集落が合併して原村となり、戸長役場は払沢集落に置かれた。この合併以降、現在に至るまで行政区画は変更されていない。農業水利の管理運営に関しては、明治31年(1898)9月6日に発生した台風による用水路の破壊とその復旧の際に生じた紛争の解決例にみられるように、原村による管理運営とはなっていないことがわかる。すなわち、年代記に「御手洗樋流壊ニ付弓振用水者ト紛糾ノ件ニ付村長中村□□殿仲裁ニテ解決ナル」の記載があり、これによると村は単に各用水路ごとに水利組合の仲裁をするだけであり、「受書」²⁰⁾の署名者は市之瀬堰の堰元である中新田総代4名、菖蒲沢・柏木・柳沢惣代各1名、八ツ手惣代3名、宮川村田沢・丸山(市之瀬堰から弓振川放水後の水利権を所有している集落)各2名である。

また、大正5年(1916)の「營造物調べ」²¹⁾によると、村から中新田区に対して村内營造物を調べて提出するようにとの命令に河川、道路等を列記してあるが、そのなかで河川の項については三ツ俣分口以下の河川すなわち中新田区内の配水路として、二枚田・長尾・赤羽根・浅間

沢・六部塚・柳林・前沢・御射山沢・道祖神・大持伊奈・裏の沢・大沼川の12川と立場堰・市之瀬堰を列記してある。しかし、この河川の項には但書がつけられている。「これら河川および堰は区の造営物であり、村に管理を任すことはできない。この二つの堰によって飲用水・水田を賄っているので、区にて自由に管理したい」としている。このように村による管理と区による管理との間には、村は河川としての管理を行政の立場からしようとしているのに対して、中新田区では農業水利慣行に基づく用水路としての管理を主張しているという相異がみられる。すなわち明治前半を通して近世の藩政村は特定の地方団体としての規定もないままに制度として存続し、末端行政機構としての機能をはたしてきただ。しかし、「村」の共同生活の統轄・代表という役割は「村」の副戸長・人民総代・伍長総代・区長の名称によって与えられる代表者に残されることになったのである。

IV 中新田の自治

明治8年の原村合併以降も中新田においては村落共同の生活を独自に維持し続けてきているわけであるが、これを区内自治組織と「区民」としての資格の面に分けてみる。

自治組織 明治30年(1897)に成立した「区総代ニ対スル事務方法」²²⁾によると、第1条「本区総代ハ総代二名、副総代二名、百姓代二名トス」として区の代表者を決めている。第2条では「正総代ハ区内ヲ統轄シ、外部ニ対シテ区内ヲ代表シ、区ノ名義ヲ以テ訴訟又ハ和解等ニ関スル事柄等ヲ掌管スル事」とし、さらに第3条では「区内ノ権利ヲ保護シ区内ノ不動産及積立金穀等ノ管理ヲスル事」とその業務内容を規定している。その外第4条から8条までは藩政期から残されている証書類の保護方法、区内における事務、諸事件の経過の『年代記』への記入義務づけなどがある。第9条では「正惣代ノ内一名ハ老練者ヨリ、一名ハ成可年若ノ者ニテ百姓代ヲ勤メタル者ヨリ選舉スル事」、第10条で

は「百姓代ノ内一名ハ冀望ヲ属スル者ヨリ一名、一名ハ二十二年以上三十年ハナル者ヨリ選舉スル事、但シ比年令ニ適セザル投票ハ無効トシ次点者ヲ以テ之ニ充ツ」とあり、それぞれの役に当る者の資格が規定されている。

これが大正8年に成文化された「中新田区制」によると、区長1名、代理区長2名を選出するようにならされているが、新たに沢総代4名、水代総代4名の役員が加えられている。さらに区制にはこれら役員の具体的な選挙方法も規定されている。これによると、投票権は区内の各戸に1票づつあり、しかも戸主以外はこの権利を行使することができない。各戸とは寄留者²³⁾を除いた区内に住む者で区の入費を納入している家をいった。選挙は毎年1月初旬の『初区会』で行われ、これに欠席したり遅参した者は金50銭の違約金が課せられることとなっていた。また、被選挙権についてみると、公には各戸の戸主にあつたが前述の役職経験・年令制限の条件のほかに、実際的な問題として次のような制約があった。すなわち、大正11年(1922)に現在の区役所々在地に区役所の建物ができるまでは、区長に選ばれた者は自宅で区の業務に従事し、区会・区総会・各委員会などは区長宅で行われた。その際の接待、時には食事まで区長の自費負担とされていた。区役所が建てられた大正12年からはこの『会議の場』としての区長宅は解放されたが、終戦後まで続く区の出費のたてかえが重要な任務でもあった。このため、農事組合などから区長の個人名義で借金をしたが、農事組合の信用度調査(土地所有面積を中心評価されたという)によって貸付られたために、事実上被選挙人は大きな自作農層に限定された。さらに、この事の現れとして区長の条件として土蔵を所有していることが要求された²⁴⁾。すなわち、第2報で示した第5表に示されるような人々が区長・代理区長・水利・水代委員に就任していたのである。

一方で区内の共同作業、相互扶助、徵税、区会議員の選挙母体などとなる組織すなわち、「伍

人組」「常会（単に組ともいいう）」がある。この二つの組織は現在も存在し、ある面では機能している。

近世からの伍人組制度は明治期に至ってもそのまま踏襲され、明治8年（1875）ころには38組があった。その25年後の明治33年には区内の戸数が増加したとして、伍人組の改正が行われ44組に増加し、さらに区制外（区制に拘束されない家）として深山に2戸あったことが記されている。

伍人組の機能としては大正8年区制の第5条、第23条に規定されている相互扶助・監視、さらには水番への出役などがある。すなわち、第5条には

「移住者又ハ寄留者ヘ地所家屋ヲ賃貸スルニハ五人組ヲ保証人トシ、左ノ要項ニヨリ誓約書ヲ区長へ差出スベシ（傍点筆者）」

- 一、正当ノ職業アルモノ
- 二、本制ヲ遵守スペシコト
- 三、期限ヲ定ムルコト
- 四、本団体へ損害ヲカケザルコト
- 五、不当ノ行為アルトキハ何時デモ退去セシム可コト

とあり、また、第22条には12項目の禁制が定められていて、違反者にはそれぞれ違反金を課すことが決められていて、第23条には

「前条ノ禁制事項、伍人組ニオイテ相互ニ監視ナシ、目撃セシニオイテハ目安箱ニ投入ノコト」

とある。さらに水番については「立場汐ニ付立沢区トノ紛擾事件」（年代記大正13年）の項に「……前略……八月中旬ニ至リ旱魃ハ益々甚シク立沢区ニテハ、第二汐ヲ設ケ当区ヘハ一滴モ流サズ困苦ノ極ニ達シタレバ、八月二十一日区民出払ニテ水番ヲナス事ニ決シ、南部ヨリ十二伍長ヲ派シ、新汐ヲ埋没シ通水シ、水番ヲナシ夜ハ交代水番ヲナシ居タルトコロ……後略……」と水番が伍人組を単位になされていることがわかる。この水番には各戸出払いがとられるが、伍人組を単位として行われると同時に

各戸が必ず出役したことを確認するために、甲乙2枚の水番札がある。Aは甲の札を持って指定箇所に水番に出かけ、帰りに乙の札（指定箇所に置いてある）を持ってくる。次にBは乙の札を持参し、帰りに甲の札を持ってくる。これを次々に繰返すことによって水番を各戸ごと円滑に行うわけである。

伍人組の機能のうち相互扶助・監視は終戦後の区会議員の廃止など区内の民主化とともにみられなくなった。さらに水番の出役など共同作業は、昭和30年以降の出不足払いの承認、昭和40年以降の水利に関する労力提供は水利委員だけとなる過程で消失している。現在、伍人組の機能として残っているのは税金徴収の際の伍長によるとりまとめだけである。

常会（組）の成立年代は明治以降のことと思われるが確かな資料が現在までのところ発掘されていない。しかし、大正3年の「区総会廃止一件」（年代記）によると、「二月三日深山ノ件区総会が前後十四五日ニモ涉り、区民一同が総会ナルモノが効果ナクシテ不利益ナル事ヲ感ジ区総会ヲ廃止シ評議会ヲ置ク事ニ可決シ左ノ通り定ム」として「評議会ハ從前ノ区総会ニ代ハル者ニシテ、評議員ハ二伍長ヨリ正壱名、副壱名、其組ノ適宜ニ選定シ毎年壇月五日区長ニ届出ツベキ事」とあることから、これ以降「組」組織ができたとも考えられる。

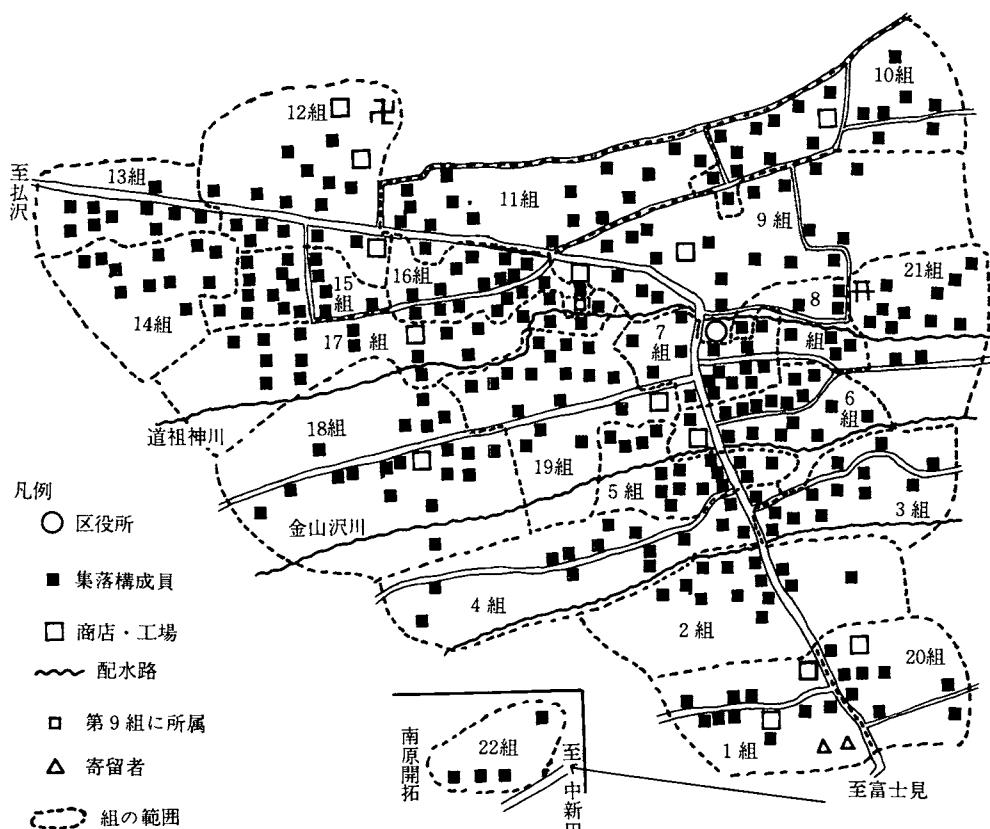
この常会も伍人組を基礎としていたことは前にみるとおりであるが、共同作業のうち道普請（毎年春秋2回区内の道路）・堰浚い・出払い・人足（区有地の下草刈りなど）の出役についてはこの常会を単位として受持ち区域が決められ、その完遂に対して共同で責任をもった。この常会もまた伍人組と同様に、昭和40年以降の区内道路のアスファルト舗装、水利関係出役への水利委員だけの出役、出払い・人足の賃金による支払いなどによって、その機能を失っているが、昭和42年以降でも第3図に示す組が存在し、「区総会定数確保附議事項」（年代記）にみられるように、区総会の下部機関としての役割

を果たすようになっている。すなわち「一月六日初区総会に於て総会定数確保の議事について組長が各組の意向をまとめて合同会議に於て決定するものとす」とあり、ついで2月11日に組長会議が開かれて、区総会に対する3案が検討されている。この3案をみると、いづれの案も旧来の区総会を大幅に改めるものであるが、第1案は総代会をもって区総会に替えるもので、各組の戸数に応じて代表を選出するものである。第2案は区会・組長合同議会をもって区総会に替えるものである。第3案は旧来の慣習的な総会方法により議決するが、総会の定足数を大幅に少なくしようとするものである。結局第2案に落着したが、組の下部機関としての役割は変わらず、同時に組が村から区への連絡の単位となり、連絡事項は区長から「歩き」(中新田では

区の小使をこのように称す)によって各組長に伝えられ、これが組長から組員に伝えられるという方法がとられている。

以上の伍人組、常会の構成は決して固定的なものではなく、移住者・寄留者の仲間入り(区民として認められ、権利・義務を有すること)、分家などによる戸数の増加にともなってこの範域は変更されている。たとえば第3図の20組、21組は1組、8組の戸数増加にともなって、昭和40年以降それぞれから分割・独立させられたものである。しかし、必ずしも道路、水路などで分割されるとは限らず、9組の飛地の例、10組、11組にみられるような一戸だけ道路の反対側にある例などにみられるように分家・隠居所などが考慮され組分けされる面もみられる。

「区民」としての資格 「区民」(社会集団



第3図 中新田における昭和42年以降の常会(組)

の構成員)を律する各種慣例の法典の役割を演じている「中新田区制」(大正8年成文化)は構成員たる資格についても規定している。これによると区民は正業にはげみ、各種慣例を尊守するとともに、区民としての義務(集会への参加、各種費用の負担、共同労働など)を果たすことが区民たる資格であることを明記し、さらにこれらに違反した場合の罰則規定がこと細かに規定されている。

その罰則規定には金50銭を課すものとして1)区総会に欠席した者、2)区長選挙の際に遅参した者、3)僕約法(別に定める)に違反した者、4)兵士送迎規定(別に定める)に違反した者、5)人家の近辺にて発砲または煙火をあげた者、6)密売淫をした者がある。金5円を課すものとして1)1ヶ月以上無断で家を空けたもの、2)寄留者賃貸人に関する規約に違反した者、3)他人の地所において蟹、鰐を採った者、4)野荒しをした者がある。金100円を課すものとして賭博をしたものがある。さらに以上のような処分に応じなかった者や故障者の土地や家屋を無断で使用したり、所有した場合には「区民」としての権利を剥奪することになっていて、この際には区の財産に対する請求権は消滅することになっていた。

明治以降、記録に残っている限りでは罰金を払った者は2、3件みられるが、「区民」としての権利を剥奪された者はいない。

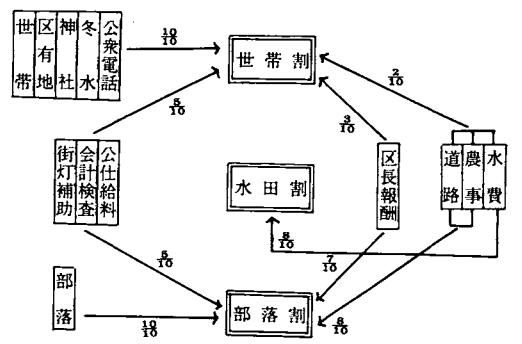
反対に「区民」としての権利を得るために二つの方法があり、その1つは分家することであり、他は寄留者となることである。

分家する際には、4年間区の役義(諸費用の1戸前負担、共同労働)を無報酬で務め、その後仲間入り金を支払って1戸の家とみなされる。寄留者の場合には条件はさらに厳しくなり、20年間区の義務を務め、さらに区会に諮って資格を検討したうえで仲間入り金を支払ってはじめて「区民」となる。これを実際に寄留者から「区民」に加入した例にみると以下になっていた(年代記大正8年の項)。

一、当区へ新加入者申込ノ件、A及Bノ兩人ヨリ新タニ当区へ加入シ度旨申出アリタルニ付、区会へ諮リシニ、寄留規定第拾条ニ該当セルヲ以テ、一人ヨリ金五拾円ヲ仲間入金トシテ納メシメ、中新田從前ヨリノ住民ト同等ノ権利アルモノトナシ、加入セシメ左記請書ヲ徵シタリ」

(請書略)

以上のような仲間入りの制度は現在にまで存続しているがその様相は一変している。それは仲間入り金を1戸当たり8000円徴収するだけで、他の寄留規定は適用されていないことである。この原因は第2報でも報告したように、昭和30年代後半から顕著な現象となってきた兼業農家の増大、さらには土地を所有しない非農家の増加とともにあって、単に住宅だけは区内にあるがその生活の場(収入源としての場)を区内に持たない人々が増加してきていることである。このため耕地を持たない人々にとって水費を払うこととはもちろんのこと、冬水の水利費を払うことに対しても拒絶反応がみられる。現在、区の費用は第4図に示される賦課方法がとられている。世帯割は1戸当たりに等しく賦課され、水田割は各戸の所有水田面積に応じて賦課され、部落割は所有耕地面積と総収入を加味したものに賦課されている。



各費用の内容
区有地：区有財産施設、保護管理費・観光開発に関する費用
世帯：公民館活動に要する費用
水費：水資源開発保護・貯水池管理運営・堰管理保全費
農事：農業振興に要する費用

第4図 中新田における区費賦課方法

冬水は本来「冬期用水三川共（柳林川、道祖神川、青原川）平均ニ流通セシムル可、水番ハ毎戸無給ニテ順次ニツトメ、時宜ニヨリ立場又ハ払沢分口ヘイクトキハ金七錢ヲ支給スル」とあるように、農業用水と未分離のままに農業水利慣行として冬季間の防火用水・生活用水としての役割をはたしてきているが、昭和38年より始った村営の上水道建設と消火栓の設置によってその役割はほとんど意味をなさなくなっている。

このように生活の場を区内に持たない人々、いいかえれば生活行動の空間的範域が「開拓された大地に密着していない人々をもはや農業水利慣行をもって統率することができなくなっているのである。

おわりに

農業水利慣行が生活空間の形成に大きく関与している長野県諏訪郡原村中新田について、永きにわたって存続してきた生活空間が機能的統一を損いつつある実態を報告し（第1報）、さらにこの実態がいかなる要因によってもたらされたかを内生的・外生的要因に分け検討を加えた（第2報）。本報では農業水利慣行の変質に対応した中新田区住民の生活行動の空間範域がいかなる変化をしたかをみた。

中新田は近世期から明治初期にかけて生活空間としての『村落』を形成し、土地と密接に結びついた農業水利慣行を紐帶として『区民』は共同に居住し、かつ面接的に結合していたのである。これがわが国経済の発展につれて開拓された土地によって生活してきた集落に土地に依存しない者を生じ、集落内自治のあり方、土地とそれに付随した水の利用・管理の面にも面接的にも結合しえない事態が生じ、生活空間としての『村落』はその性格を弱めつつあるのが現状である。

注

- 1) 山口守人・五味武臣：農業水利慣行と生活空間（第1報），熊本大学教養部紀要，人文科学編，第11号，P 15～23，1976年。
- 2) 五味武臣・山口守人：農業水利慣行と生活空間（第2報），金沢大学教育学部紀要，社会・人文科学編，第26号，P 77～88，1978年。
- 3) 五味武臣：八ヶ岳西麓原村における灌漑水利慣行の形成と新田開発（その1），地理学評論，45—7，P 484～490，1972年。
- 4) 五味武臣：興津川下流域における農業水利秩序の変質，歴史地理学紀要，17号政治区画の歴史地理，P 303～321，1975年。
- 5) 前掲2)
- 6) 諏訪教育会編：諏訪史，第4卷，P 156，1966年。
- 7) 篠原本年代記，草分証文，中新田篠原氏蔵
- 8) 前掲2) P 81。
- 9) 諏訪市教育委員会：諏訪高島城，P 207～211，1978年。
- 10) 諏訪教育会編：原村史蹟踏査要項，諏訪市立図書館蔵。
- 11) ～14) いずれの文書も中新田区役所蔵。
- 15) 前掲11)
- 16) 前掲12)
- 17) 上原山二大分割協定に関する「裁定」，玉川区役所蔵。
- 18) 諏訪神社の例祭の一つに御柱祭があり、八ヶ岳の山上より巨木を伐り出し、これを諏訪郡中の氏子が諏訪神社（茅野市神宮寺）まで曳いていく道をいう。
- 19) 中新田年代記2巻大正2年の項。
- 20) 中新田区役所蔵。
- 21) 前掲19) 大正5年の項。
- 22) 前掲19) 第1巻、以降年代記については注を付さない。
- 23) 寄留者とは将来区民になる目的をもって、区内に居住している者で、「区民」としての義務は果さねばならないが、権利はもたない者をいう。
- 24) 区有文書を区長が保存するために、土蔵が必要とされた。